

「平田ロータリークラブ細則」

(2017年2月23日 改正)

◇第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 採決時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

◇第2条 理事会

本クラブの管理主体は、会員9名により成る理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、副会長（会長エレクト）、幹事、会計で構成される。

◇第3条 選挙と任期

■第1節

年次総会の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長、副会長、直前会長、幹事および会計を含む理事を指名することを求めなければならない。理事をもって構成される指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

■第2節

各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。選出された副会長は会長ノミニーとなり、その選挙の後、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任する。

■第3節

役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

■第4節

役員エレクトまたは理事エレクトが空席となった場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

■第5節

副会長、理事、会計、幹事、会場監督の任期は、それぞれ1年間とする。

◇第4条 役員と理事の任務

■第1節

会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

■第2節

直前会長は、クラブの理事を務める。

■第3節

副会長(会長エレクト)は、会長就任に向けて準備し、理事を務めるとともに、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

■第4節

理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。理事は、指定されたその他の任務を務めることがある。

■第5節

幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

■第6節

会計は、すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。

■第7節

会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

■第8節

監事は、クラブの財務処理に対する監査を行う。

◇第5条 会合

■第1節

本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

■第2節

本クラブの例会は、毎週木曜日12時30分に開催する。理事会は、標準ロータリークラブ定款第8条第1節(c)の規定のほか、お盆・年末・年始およびロータリー年度末の期間の例会を取りやめることができる。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員に然るべく通告される。

■第3節

理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

◇第6条 入会金と会費

■第1節

入会金は50,000円とし、入会に先立って納入する。ただし、理事会の判断により、免除することがある。

■第2節

会費は、RI人頭分担金、「ザ・ロータリアン」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区人頭賦課金、クラブ年会費、そのほかのロータリーまたは地区の人頭賦課金で構成される。クラブ年会費は204,000円とする。会費は、理事会により定められたクラブの方針に従って支払う。

◇第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

◇第8条 委員会

■第1節

クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。本クラブの常設委員会は次の通りである。

- ・ クラブ管理運営委員会

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施する。

- ・ 会員増強・会員維持委員会

この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実施する。

- ・ クラブ広報・公共イメージ委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、実施する。

- ・ 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業関係のプロジェクトを企画し、実施する。

- ・ ロータリー財団委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施する。

■第2節

必要に応じて、その他の委員会を任命できる。

■第3節

会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権をもつ。

■第4節

理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。会長または理事会は、必要に応じて、特定の委員会に追加事項を付託する。

■第5節

それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

◇第9条 財務

■第1節

各会計年度に先立ち、理事会は収支予算を作成する。

■第2節

会計は、クラブ資金をクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つに分け、理事会によって指定された金融機関に預金する。

■第3節

勘定書は、会計もしくは権限をもつ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

■第4節

有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次監査を行う。

■第5節

クラブの年次財務報告はクラブ会員に配布される。

■第6節

会計年度は7月1日から6月30日までである。

◇第10条 会員選挙の方法（入会の手続き）

■第1節

会員が、入会候補者を理事会に推薦する。他クラブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者としての推薦を受けることができる。

■第2節

理事会は、候補者がロータリーの会員資格条件を満たしていることを確認する。

■第3節

理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、推薦者にその決定を通知する。

■第4節

理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブの例会で候補者名および予定されている職業分類を発表される。

■第5節

例会での候補者発表から7日以内に、理由を付記した書面による異議が、どの会員からも理事会に提出されなかった場合、この候補者は、入会金を納めた上、会員に選ばれたものとみなされ、クラブに入会するよう招かれる。理事会に対し異議が提出された場合、クラブは、次回の会合において、この件について票決を行う。異議があったにもかかわらず、入会が承認された場合、候補者は、入会金を納めた上、会員に選ばれたものとみなされ、クラブに入会するよう招かれる。

■第6節

クラブは、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

◇第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前までに各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

2017年2月23日改正